平成３０年（フ）第２６号
山口県周南市原宿町４番19―205号
債務者　山口　章人
1　決定年月日時　平成30年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
山口地方裁判所周南支部

平成３０年（フ）第１０号
山口県下関市上新地町１丁目７番13号
債務者　太田　謙一
1　決定年月日時　平成30年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成３０年（フ）第４３号
山口県下関市長府満珠町10番22―202号　グリーンハイツ、前住所山口県下関市長崎新町13番４号
債務者　出口いずみ
1　決定年月日時　平成30年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成３０年（フ）第４５号
山口県下関市王喜本町４丁目１番８号　ＤＯＭＳ王喜　Ｂ－１号
債務者　杉山　貴之
1　決定年月日時　平成30年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成３０年（フ）第２０号
青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字長平町字甲音羽山65番地417、旧住所北海道沙流郡日高町字豊田374番地の２
債務者　花田　裕也
1　決定年月日時　平成30年５月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成３０年（フ）第２０２号
神奈川県平塚市ふじみ野１丁目34番14号
債務者　堀内　弘吉
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第２２２号
神奈川県厚木市旭町１丁目21番６号　ＭＦフラッツ205
債務者　及川　龍拓
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第３３号
青森市大字油川字大浜207番地１　ルートイン村川101号
債務者　高橋　昌巳
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第５２号
松江市山代町192番地
債務者　齋藤　純也
1　決定年月日時　平成30年５月14日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
松江地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第４５８号
札幌市白石区川下４条４丁目３番15号　パルケ川下101号
債務者　南　　賢一
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５３８号
札幌市豊平区平岸５条８丁目１番１―601号
債務者　堤　　光吉
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５６４号
札幌市北区北38条西４丁目１番５―405号
債務者　前田　裕之
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５６９号
札幌市東区北21条東２丁目２番23号　コーポ岩美Ｄ号
債務者　原　　竜也
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５７２号
札幌市豊平区月寒西１条９丁目８番１―206号
債務者　大野美也子
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５８９号
札幌市東区北34条東18丁目４番４―103号
債務者　宮村　啓弘
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６２４号
北海道石狩市花川北４条３丁目４番地１　道営住宅Ｄ14―401
債務者　阿部　伸子
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６３０号
札幌市南区藻岩下４丁目12番８号
債務者　有本　了子
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部